

中山道街なみ景観づくり補助金の手続きについて

補助を受ける方にしてくださいこと

市が行うこと

設計

修景補助金事前協議書の提出

- ・ 修景整備計画事前協議書
- ・ 設計図
- ・ 見積書 等

地区計画届出の提出

- ・ 地区計画届出書
- ・ 設計図 等

景観法届出の提出

- ・ 景観法届出書
- ・ 設計図 等

交付申請書提出

- ・ 修景整備補助金交付決定書
- ・ 実施計画書
- ・ 収支計画書
- ・ 見積書（市内業者3社以上） 等

工事

実績報告書提出

- ・ 補助金実績報告書
- ・ 整備実績報告書
- ・ 契約、支出の証拠となる書類
- ・ 工事写真、完了写真

交付請求書の提出

相談

必要に応じて修景の専門家がアドバイスに
入らせていただきます。

審査

- ・ 修景補助対象となる設計が行われているか
審査します。
- ・ 中山道守山宿まちづくり協議会に照会しま
す。
- ・ 景観計画や地区計画に適合しているか審査
します。
- ・ 市税などの滞納状況を確認させていただきます。

認定

（認定通知書をお渡しします）

審査

- ・ 補助対象額を確定します。

交付決定

交付決定通知書をお渡しします）

審査

- ・ 補助対象事業が適正に行われているか審査
します。

確定

（確定通知書をお渡しします）

補助金交付

